

国会議事録データを用いた 「復興」言説の計量テキスト分析

—— 福島原発事故から13年、「復興」をめぐる議論の構図はどう変化してきたか

明 戸 隆 浩

福島原発事故から13年がたち、社会的な関心の低下も指摘される中、「復興」にかかわる言説がもつ意味的な効果のうち、わかりやすい部分のみに焦点をあて本当に困難な問題を置き去りにする「負の側面」が目立つようになってきている。本論文ではこうした問題意識をふまえ、東日本大震災以降の「復興」概念にかかわる議論を整理するとともに、そこから得られた枠組みを用いて国会議事録データを用いた計量テキスト分析を行い、この13年間に国会における「復興」をめぐる議論の構図がどのように変化してきたのかを分析する。具体的には、(1) インフラ整備や産業振興を中心とする「創造的復興」とそれに対抗する「人間の復興」の対比、(2) 広義の「人間の復興」とより困難な問題をはらむ「権利主体としての人間の復興」の対比、という2つの枠組みを用いて、「復興」概念の負の側面がどのように生じているのかを明らかにしたい。

キーワード：東日本大震災、福島原発事故、創造的復興、人間の復興、計量テキスト分析

1 問題設定

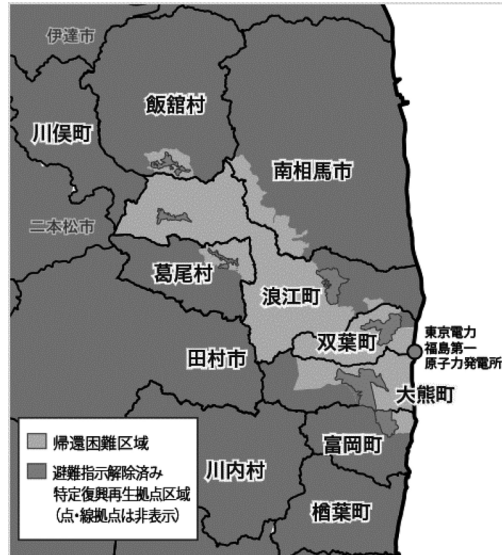
1-1 福島原発事故からの「復興」における負の側面

2023年5月1日、福島県飯舘村の帰宅困難地域の一部にあたる「特定復興再生拠点」で、避難指示が解除された。特定復興再生拠点は2017年から認定が始まった制度で、2022年には葛尾村(6月12日)、大熊町(6月30日)、双葉町(8月30日)と3つの町村で解除が行われていた。また2023年に入ってから浪江町(3月31日)、富岡町(4月1日)¹⁾で解除が行われており、5月1日の飯舘村の解除によって、特定復興再生拠点がある6つの自治体すべてで解除が行われたことになる²⁾(図1)。

1) 富岡町の特定復興再生拠点の一部地域(小良ヶ浜・深谷地区)については、2023年11月30日に避難指示の解除が行われた(朝日新聞デジタル「富岡町の帰還困難区域で道路など避難指示解除 復興拠点の解除が完了」(2023年12月1日, <https://digital.asahi.com/articles/ASRCZ74NYRCZUGTB00F.html>, 2024年1月31日閲覧, 以下閲覧日については特記ない場合すべて同じ)。

2) 特定復興再生拠点の避難指示解除の状況については、環境省のウェブサイト(<http://josen.env.go.jp/kyoten/>)を参照。

図1 特定復興再生拠点区域



(出典：http://josen.env.go.jp/kyoten/)

これら一連の特定復興再生拠点における避難指示の解除は、ようやくすべての自治体で住民の「帰還」が可能になったという意味で、もちろん一つの重要な達成である。しかしその一方で、福島原発事故の発生から13年がたち、東日本大震災に対する日本社会全体における関心も以前のような高さにはない中で³⁾、とくに福島や原発への関心が低い層に対しては、こうした「達成」が「福島の復興もそろそろ終わり」といった間違っただけの認識をもたらす可能性も否定できない。実際NHK放送文化研究所が震災から10年を念頭に2020年11月から12月にかけて行った調査では、「被災地に対する人々の関心が薄れてきていると感じるか」という質問に「大いに感じている」と答えた人が福島県では22%にのぼり、岩手県13%、宮城県15%と比べて顕著に高かった(NHK放送文化研究所2021)。

こうした中であらためて目を向けなければならないのが、先に見たような避難指示の解除を中心とする「復興」の進展と、被災者に対する賠償や支援の「打ち切り」が、表裏のものとして進んできたという事実だ(除本2015; 2019, 川崎2022)。避難指示の解除が最初に行われたのは2014年4月の田村市都路地区だが、2015年6月にはすでに原子力災害対策本部が「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を改訂し、避難指示解除準備区域と居住制限区域については2017年3月までに避難指示を解除すること、そして同時に同区域における精神的損害賠償についてはその1年後の2018年3月に打ち切ること、という方針を示した(川崎2022:

3) 読売新聞オンライン「被災地復興への関心「大いにある」22%、前年から低下…若い世代ほど低く地域差も」(2023年3月11日, <https://www.yomiuri.co.jp/election/yoron-chosa/20230311-OYT1T50279/>)

2章)。この方針は2016年3月の閣議決定「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」でも追認され、国の方針として「復興＝避難指示の解除＝避難者の消滅」という図式（川崎 2022: 28）が明確化されることになった。つまり冒頭で触れた特定復興再生拠点の避難指示解除もまた、こうした構図の中で行われたことにほかならない。

そしてこうした構図は、2012年以降全国で提起されている福島原発事故の被害者による集団訴訟にも大きな影響を与えている。国および東京電力を相手取ったこうした集団訴訟は2020年8月時点で約30にもものぼるとされ、また2017年3月以降2020年8月までに17の地裁判決、および3つの高裁判決が出されている（除本 2020）⁴⁾。これらの判決では一定額の賠償や国の責任を認める判決が出された一方で、裁判における東電の姿勢については多くの問題が指摘されている。たとえば2021年7月に地裁判決が出され、現在控訴審での裁判が続いている津島訴訟では、2023年5月に裁判長らが現地訪問を行った際、東電の弁護団が原告個人の個別賠償額をマイクで読み上げるという非常識な行動をとり、これに対して原告らが11月に東電側に抗議文を出したことが報道された⁵⁾。こうした「嫌がらせ」は東電があたかもすでに十分な賠償金を払っているかのように見せるためになされたと思われるが、こうした東電の責任回避の姿勢はここ数年法廷でも顕著になっているという。そして先に見たような「すでに福島の復興は終わりつつある」という世論は、あくまでも結果としてではあるにせよ、こうした東電の姿勢にとって「追い風」として機能することになる⁶⁾。

4) その後2024年1月までに、さらに11の地裁判決、10の高裁判決、4つの最高裁判決が出された（出典：<http://nuclearpowerplant311.livedoor.blog/archives/12143668.html>）。

5) 東京新聞の記事によれば、「原告は〇〇市に（避難し）〇〇平方メートルの土地を取得した。東電は〇軒の家の住居獲得費用として〇〇円を支払った。土地建物の賠償など総額〇〇円を支払っている」など避難先の間取りや家や土地の面積、値段まで事細かに読み上げた」という（東京新聞「東京電力弁護団が福島・浪江で「詳細な個人賠償額」マイク使い読み上げ 「嫌がらせと受け止めるしかない」原告側が抗議文」（2023年12月22日、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/297440>））。

6) 本論文は、早稲田大学災害復興医療人類学研究所（WIMA）などが主催したシンポジウム「復興の人間科学 2023」での報告「計量テキスト分析をふまえた「復興」概念の批判的検討」をもとにしている。本論文の著者（明戸）はこの10年ほど人種・民族についてのヘイトスピーチを中心に研究しており、福島原発事故の被害や避難の問題についての研究グループであるWIMAに加わったのも、被害者に対するバッシングの分析にこれまでの研究成果が活かせるのではないかという観点からだった。その点で本来の研究対象は先に見た津島訴訟の現地訪問での東電弁護団による言動のような問題だったのだが、2023年4月のWIMA研究会で、一見ポジティブな言葉である「復興」という概念がそうしたバッシングを背後で支えるものとして機能しているのではないかという議論が交わされ、それを受けて著者は国会議事録データベースを使えばこの仮説を検証できるのではないかと考えた。その意味で本論文はWIMA研究会での議論に触発されたものであり、またそれに加えてこれまで福島原発事故について正面切って扱ってこなかった著者の背中を押してくれたという意味でも、WIMA所長の辻内琢也氏、および原発避難の当事者を含むWIMA研究会メンバーのみなさんに、ここで深く感謝したい。

1-2 本論文の目的と構成

本論文では以上の問題状況をふまえて、福島原発事故以降の13年間に「復興」にかかわる言説がもたらした効果のうちとくにその「負の側面」あるいは「副作用」について、計量テキスト分析の手法を用いた国会議事録のデータの分析を通じて明らかにしたい。「復興」という概念はもともとそれ自体として強い価値を含んだ言葉ではなく、せいぜいゆるくポジティブな「イメージ」を持つ程度であるが、にもかかわらずあるいはだからこそ、この13年間の東日本大震災・福島原発事故に対する対応全般を広く指す場合にこの言葉が選ばれることはごくありふれたことである。しかしむしろそれゆえにそれが結果的にもたらす副作用の大きさは無視できないものがあり、それについてここであらためて明示的に検討する意味は非常に大きい。

とはいえ当然ながらこの13年間に東日本震災・福島原発事故にかかわる「復興」にかかわる言説の量は膨大であり、ここでそのすべてを扱うことはできない。そこでここでは、2011年から現在に至るまで国会でのこの問題についての主要な議論の場であった「東日本大震災復興特別委員会」の議事録を計量テキスト分析（方法については2-2で詳述）を用いて俯瞰的かつ経時的に分析することで、この間「復興」についての言説がどのように変化し、その中で何が中心的に議論され、また逆に何が周辺化あるいは不可視化されてきたのかを明らかにすることを試みる。

ただこうした計量テキスト分析は、とくに前提なくデータだけを分析しても、ごく常識的な（つまり研究上の発見がとくにない）結果に終わることも多い。また、「復興」という概念についてはすでに多くの概念的・理論的な議論の蓄積があり、本論文の分析をそうした議論の蓄積と接続することは、社会科学の研究として当然求められる要請でもある。そこで実際に議事録のデータを分析する前に、日本における「復興」概念の系譜に関する手短なレビューを行い、そこからこの概念についての基本的な構図を抽出した後、それを分析枠組みとして実際のデータ分析を行うという手順をとりたい。

以上をふまえて2節ではまず、東日本大震災・福島原発事故にかかわる範囲で「復興」という概念がどのように論じられてきたのかを、この間の主要な文献を検討する形で整理する。またそこから明らかになった構図からデータ分析にあたっての枠組みを抽出するとともに、分析手法やデータの概要についても補足したい。続いて3節では、計量テキスト分析、とりわけ「共起ネットワーク」と呼ばれる分析手法を用いて、13年間の東日本大震災復興特別委員会での議論の中で「復興」をめぐる議論がどのように変化し、そこでどのようなトピックが注目され、あるいはされなかったのかについて、1年ごとの変遷を追いながら明らかにする。その上で4節では、分析結果についての議論を行い、そこから明らかになった点についてまとめる。そしてあらためて冒頭の問題意識に立ち返り、これからも続く（べき）「復興」のために、どのような点が重要になるのかについて可能な範囲で問題提起したい。

2 「復興」概念の系譜と分析の概要

2-1 東日本大震災以降の「復興」概念の系譜

東日本大震災・福島原発事故にかかわる「復興」概念の系譜を考えるとときにその発端となるのは、震災から1カ月後の2011年4月、「東日本大震災復興構想会議の開催について」という閣議決定の中で「創造的復興」という言葉が使われたことである（岡田 2013）。そしてこの「創造的復興」は同年6月の復興構想会議による提言でも強く押し出されたが、この提言の内容は農林水産業経営の集約化、漁業権への民間企業の参入、「特区制度」活用による企業誘致の推進、消費税を含む「基幹税」の復興財源としての位置づけなどであり、一言で言えば復興を産業振興の観点からとらえるものだった⁷⁾。この提言は同年7月の民主党政権の政府基本方針に大きな影響を与えることになり、そしてこうした方向性は2012年12月の自民党への政権交代・安倍政権成立後も継続・強化されることになった（岡田 2013）。

経済学者の岡田知弘らは、こうした「創造的復興」を「惨事便乗型復興（ショック・ドクトリン）」⁸⁾として批判し、代わりに「人間の復興」を提唱している（岡田 2013; 2016）⁹⁾。岡田によれば、「人間の復興」は関東大震災後に福田徳三が提示した概念で、道路や建物よりも人間の生存権を優先する発想である。先に見た「創造的復興」という概念が最初に使われたのは1995年の阪神・淡路大震災でのことだったが、「人間の復興」は阪神淡路大震災でも「創造的復興」に対抗する形で市民社会セクターにおいてよく用いられたとされ、岡田らは東日本大震災でも同様に政府の「創造的復興」に対して「人間の復興」を対置させようとしたわけである。

とはいえ、民主党政権から自民党政権へと引き継がれた「創造的復興」という方向性に対するアンチテーゼは、岡田らによってのみ出されたものではない。たとえば社会学者の山下裕介らは、既存の公共事業の枠組みで行われる復興を「人のいない復興」「人間なき復興」として批判したが（山下ほか 2013）、これも岡田らと同様の方向性を示すものだと言えるだろう。ただし山下らの「人のいない復興」がとくに注目に値するのは、そこに政府のいう復興がいわゆる「帰還政策」しか念頭に置いていない点についての問題提起が含まれることだ。「帰還政策」はそれ自体はもちろん「人間」を念頭に置いたものではあるが、山下らによれば、「帰還政策」も結局は、元いた人が戻るのが目的ではなく、あくまで除染やインフラ整備、雇用創出や都市計画が目的化しているという意味で、やはり「人のいない復興」のようだ（山下ほか 2013:

7) 実際経済同友会（2011年4月）や日本経団連（同年5月）による提言においても、ほぼ同様の方向性が打ち出されている（岡田 2013）。

8) 「ショック・ドクトリン」はカナダのジャーナリスト・ナオミ・クラインが2007年の同名の著書で提起した言葉である（Klein 2007）。

9) なお財政学者の宮入興一も、基本的に岡田と同様の立場に立つ（宮入 2013; 2016）。

39)¹⁰⁾。つまり「創造的復興」(的なるもの)と「人間の復興」(的なるもの)の対立は、前者が非人間的で後者が人間的という単純なものではなく、一見「人間的」だが実はそうでないものがある点に注意が必要だ。

また社会福祉学者の丹波史紀と行政法学者の清水晶紀は、政府による帰還促進中心の復興政策を「単線型復興」として批判し、「居住」「移住」「帰還」「避難継続」いずれも選択できる「複線型復興」を提唱している(丹波 2019; 清水 2019)。その中でもとくに法学者である清水はこの「複線型復興」を支える法的根拠についても積極的に議論しており、具体的には(1)国際法にかかわるものとして「国内強制移動に関する指導原則」、(2)憲法にかかわるものとして「幸福追求権(第13条)」および「法の下での平等(第14条)」「居住移転の自由(第22条)」「生存権(第25条)」「財産権(第29条)」、(3)国内法にかかわるものとして原発事故子ども・被災者支援法、および国家賠償法(福島原発事故に対する国家賠償責任、福島原発事故による被侵害法益)を挙げている(清水 2019)。

こうした丹波・清水の「複線的復興」論で重要な点の一つは、帰還や避難継続を単なる被災者本人の選択の問題にするのではなく、その法的基盤としての原発事故賠償を視野に入れていることだ。清水によれば、「国家賠償責任の肯定判決には、損害賠償義務の確認という機能のみならず、個別の被災者ニーズに応じた生活再建を可能にする施策メニューの整備を国に迫るという機能があり、そのような判決の蓄積は、「複線型復興」を支える重要な法的基盤になる」(清水 2019: 285)。ここで示されている国家賠償責任にかかわる判決というのは言うまでもなく1-1でも触れた被害者集団訴訟の判決のことだが、「復興」という概念から直接的にこうした判決の重要性を導き出している丹波・清水の議論は、本論文の分析にとっても重要な論点を提起するものである。

なおこの間被害者集団訴訟の重要性を繰り返し説いてきた論者としては、環境経済学者の除本理史を挙げておかなければならない(除本 2015; 2019)。除本は概念としては岡田らと同じく「人間の復興」を用いており、被害者集団訴訟についても次のようにいう。

福島原発事故は、自然災害の作用とともに、政府の規制権限不行使や電力会社の対策不備が引き起こした人災であり、公害事件である。こうした事故を繰り返さず、被災者の権利回復を主軸とする「人間の復興」へと政策を転換していくためにも、司法などの場で国と東電の責任を明らかにすることが求められる。(除本 2019: 268)

しかしここで言われている「人間の復興」はあくまでも「被災者の権利回復」を中心とするものであり、岡田らの議論よりもむしろ丹波・清水のそれに近い。いずれにしてもここで重要な

10) なお山下は、こうした政府の帰還政策偏重の方針を「復興パターンリズム」「復興至上主義」という言い方でも批判している(山下 2017: 8章)。

のは、「人間」をたんなる自然的存在としてのそれではなく権利主体として位置づけることであり、実際そのように理解して初めて、「人間の復興」は実質的な意味で「創造的復興」と対置されるべき概念となると考えられる。

2-2 分析の概要とデータの概観

以上の手短な系譜の検討をふまえて、ここでは次の2点をデータの分析にあたっての枠組みとして位置づけたい。1つめは、産業振興やインフラ整備といったある意味わかりやすい「創造的復興」と、避難者支援や住宅支援など一般的な意味での「人間の復興」の対比である。こうした対比は先ほど見た山下らや丹波・清水、あるいは除本の議論をふまえて考えるとやや単純すぎるくらいがあるが、とはいえ後述するF-REI（福島国際研究教育機構）にかかわる事業など露骨な「創造的復興」は実際に存在し、それを広義の「人間の復興」と対比させることはそれ自体重要な論点の1つとなる。また2つめは、そうした広義の「人間の復興」に、丹波・清水や除本のいう権利主体としての人間にかかわる「人間の復興」を、狭義の「人間の復興」と位置づけて対比することである。そこでは一般的な意味での避難者支援や住宅支援だけでなく、そこに原発事故とその賠償、あるいは（後に見るように時期はかなり限られるが）放射線による影響といったことがどのようにかかわるのかという点が重要になる。

分析対象とするデータは、2011年以降衆議院・参議院の両院に設置された東日本大震災復興特別委員会¹¹⁾の議事録で、対象とする時期は2011年5月20日から2023年6月23日までである¹²⁾。ケース¹³⁾数は全28039件、各年のケース数は表1のとおりである。最も多い2011年は8559件、最も少ない2021年は689件だが、他の年はおおむね1000~2000台で推移しており、各年の変化を分析する上では大きな問題はないと思われる。

分析ソフトはKHCoder (ver. 3.03d)、形態素解析エンジンはMecab (ver. 0.996)を用いた。対象語は名詞のみとし、国会議事録というデータの特性上トピックに関係なく頻出する語(「大臣」「委員」「お願い」「方々」「質問」「指摘」「お答え」「皆さん」「一つ」「先」「答弁」「形」「話」「お話」「伺い」「皆様」「法案」「修正」「提出」)は除いた。

その上で、まずデータ全体について共起ネットワークによる分析を行った(図2)。共起ネットワークでは対象データの中で同時に用いられる傾向(共起)が高い語が線で結ばれるが、同時にそれを通して大まかな語のまとまりをとらえることもできる。今回の分析では、後述する各年ごとの分析と揃えるために、おおむねノード数(グラフ中に含める語の数を多い順に)60

11) ただし2015年および16年の参議院では「東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会」の名前で委員会が開催されており、分析にあたってはこの分の議事録も対象に含めている。

12) データは国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)から取得した。

13) 「ケース」はここでは国会議員など委員会参加者の発言1回分を指す。

程度、エッジ数（語同士を結ぶ線の数強い順に）100程度を目安に作成した¹⁴⁾。

なおここではグラフの焦点を明確にするため、とくに大きなかたまりとみなせる3つのサブグラフ（グループ）について、それぞれ①「復興」、②「原発」、③「避難」、という名付けを行い、それらを太線で囲んでいる。このうち①「復興」サブグラフには、「復興」「状況」「対応」「被災」「支援」「地域」「災害」「事業」「実施」「自治体」「国」「責任」「関係」「省庁」「連携」「取組」といった語が含まれ、グラフの（つまり2011年から2023年の「復興」政策の）中心をなすが、その反面そこに含まれる語は抽象的なものが多く、このグループ単体から内容の方向性を読み取ることは難しい。また②「原発」サブグラフには「原発」「福島」「原子力」「発電」「原発」「事故」「東京電力」「東電」「損害」「賠償」「再生」「産業」「経済」「企業」といった語が含まれ、東日本大震災の中でもとくに福島原発事故にかかわる語が並ぶ。また「損害」「賠償」といった語がこのサブグラフに含まれることもここで確認したい。最後に③「避難」サブグラフだが、ここには「避難」「住民」「支持」「解除」「区域」「帰還」「拠点」「整備」「施設」「環境」といった語が含まれる。先に示した1つめの視点から言うと、広義の「人間の復興」にかかわるグループだとみなすことができるだろう。

3 分析の結果

3-1 対応分析による時系列的变化の概観

前節では13年間のデータ全体の共起ネットワーク分析のところまで示したが、当然ながらそこから研究上の知見としてわかることはほとんどない。実際、東日本大震災・福島原発事故にかかわる公的な言説において「復興」「原発」「避難」の3つの主要なグループが見出されたと言ったところで、まあそうだろうね、それで？という話にしかならないだろう。しかし同じ共起ネットワーク分析であっても、それが年ごとの変化を跡づけるようなものであった場合、事情はかなり違ってくる。1-1でも触れたように、この13年間で東日本大震災・福島原発事故を取り巻く世論は確実に（おもに悪い方向に）変化しており、それはある程度まで国会での議論にも反映していると思われる。

ここではこうしたことをふまえて、先に13年全体のデータとして見たものと同様の共起ネットワークが、13年間あいだに時系列的にどのように変化してきたか、ということを中心に分析を行う。ただしここではいきなり各年の分析に入るのではなく、その前提としてデータ全体

14) 共起ネットワーク分析では、ノード数とエッジ数をどのように設定するかでグラフの構成が大きく変わる。ノード数やエッジ数を多くすれば情報量は増えるが煩雑になり、少なくすればシンプルになる一方で情報量は減る。今回の設定はそのバランスを考慮して最終的に採用したものであり絶対的なものではないが、今回の分析では年ごとの変化を分析することが1つの目的となるため、暫定的であれおおよその基準を設定している。

中心になっていたことがわかる。そして④2020～21年／2023年はこれも比較的中心に近く、「福島」の語が目につく一方、その近くにあるのは「整備」や「活用」といった語である。最後に⑤2022年についてはこれだけ中心から外れた位置にあり、周辺には語がないが、外れ値としてこれを引っ張っていると思われる語は「研究」「教育」「機構」であり、これには先にも少し触れた「F-REI（福島国際研究教育機構）」が関係していると思われる¹⁶⁾。

3-2 各年の共起ネットワーク分析

以上をふまえて、各年のデータについて共起ネットワーク分析を行ってみたい。ただしここでは議論の見通しをよくするために、先に主要なサブグラフの変遷についてまとめておく（表2）。先に見たデータ全体の主要なサブグラフのうち、①「復興」サブグラフはすべての年で確認されたが、②「原発」サブグラフは2011年から15年および18年に確認できる一方で、2016・17年および19年以降は（主要なサブグラフとしては）確認できない。また③「避難」サブグラフは2012年、13年および16年以降に登場し、2014年と15年には登場しないが、2014年の「住宅」および15年の「住民」も内容的には同じものを指していると考えられるため、実質的にはすべての年で確認できることになる。なお他に特徴的なのは、2012年および13年の「放射線」、2017年の「再生」、2022年の「F-REI」、2021年から23年にかけての「処理水」である。

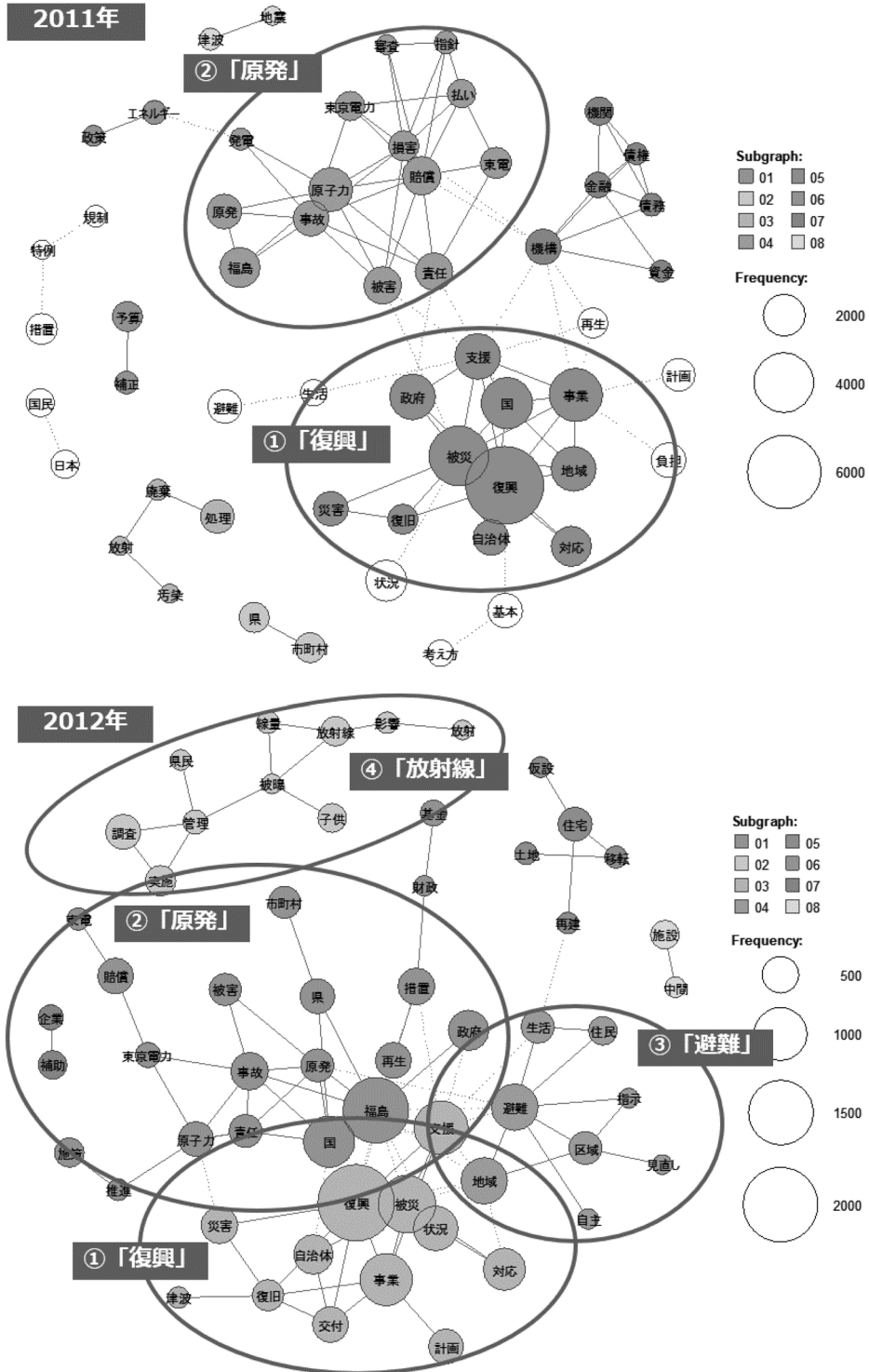
その上であらためて、各年のデータを見ていこう（図4）。2011年は①「復興」と②「原発」

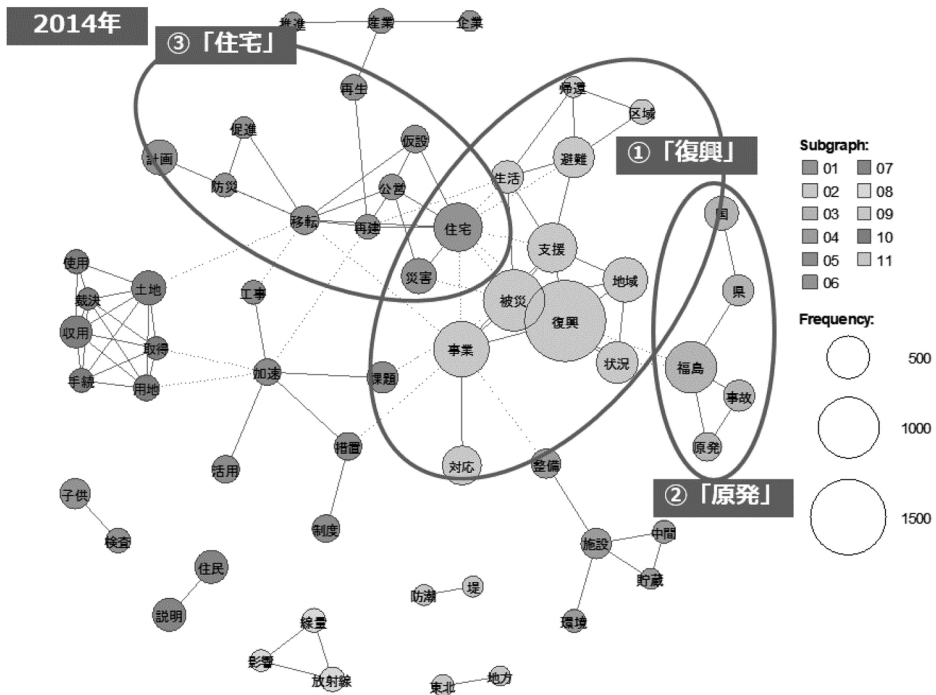
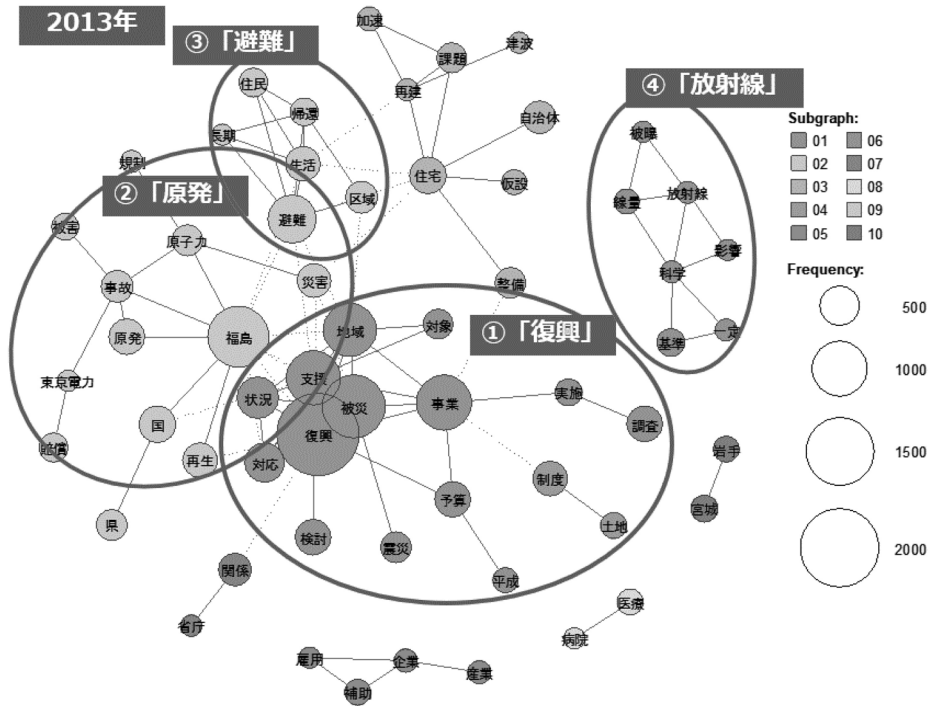
表2 各年の共起ネットワーク分析における主要なサブグラフの変遷

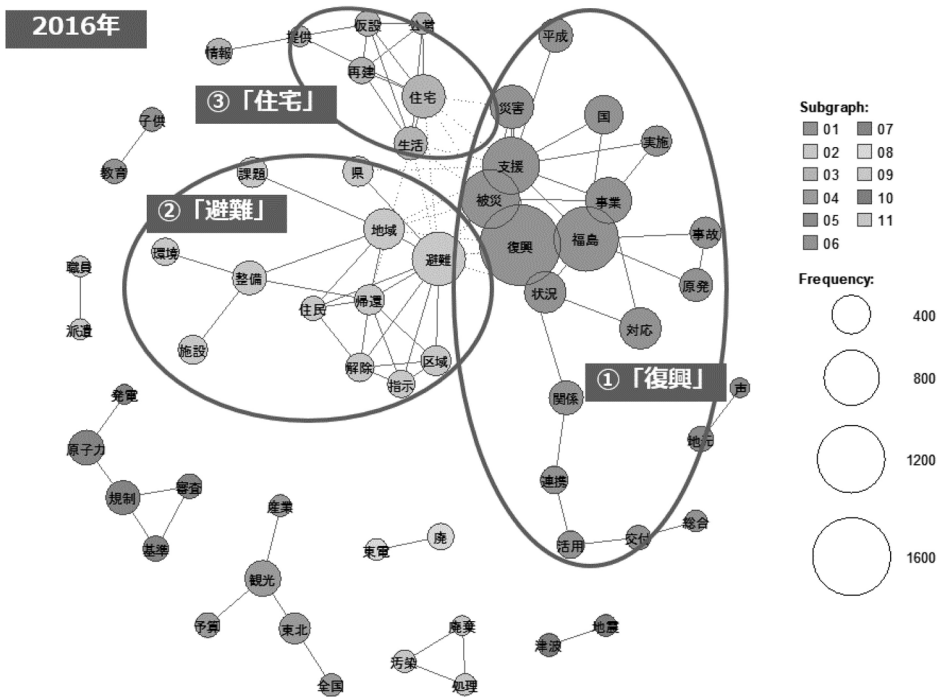
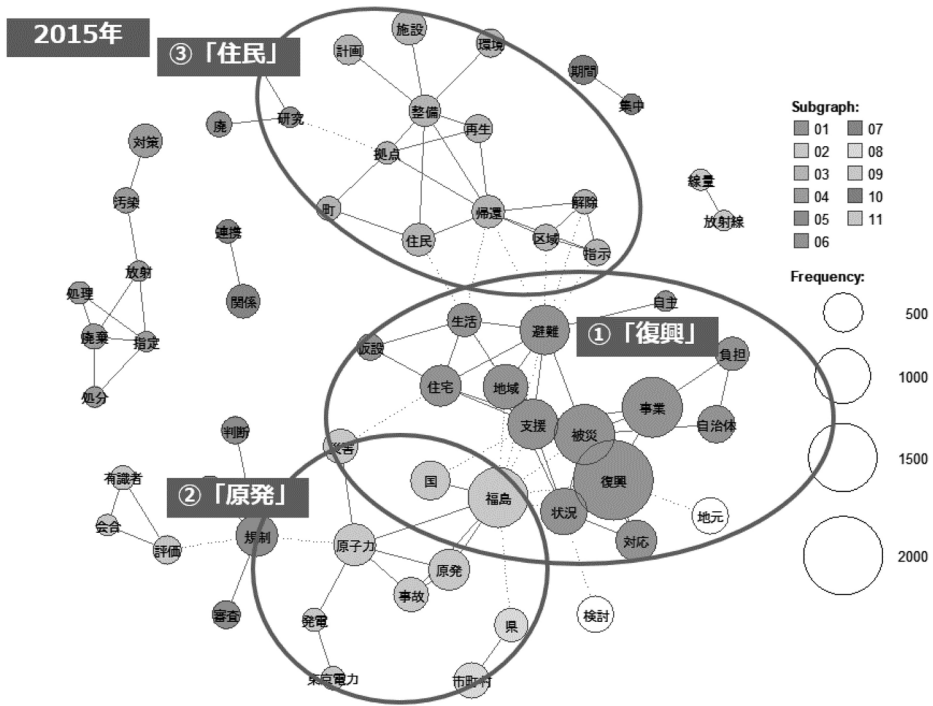
	復興	原発	避難	放射線	住宅	住民	再生	処理水	F-REI
2011	○	○							
2012	○	○	○	○					
2013	○	○	○	○					
2014	○	○			○				
2015	○	○				○			
2016	○		○		○				
2017	○		○				○		
2018	○	○	○						
2019	○		○						
2020	○		○						
2021	○		○					○	
2022	○		○					○	○
2023	○		○					○	

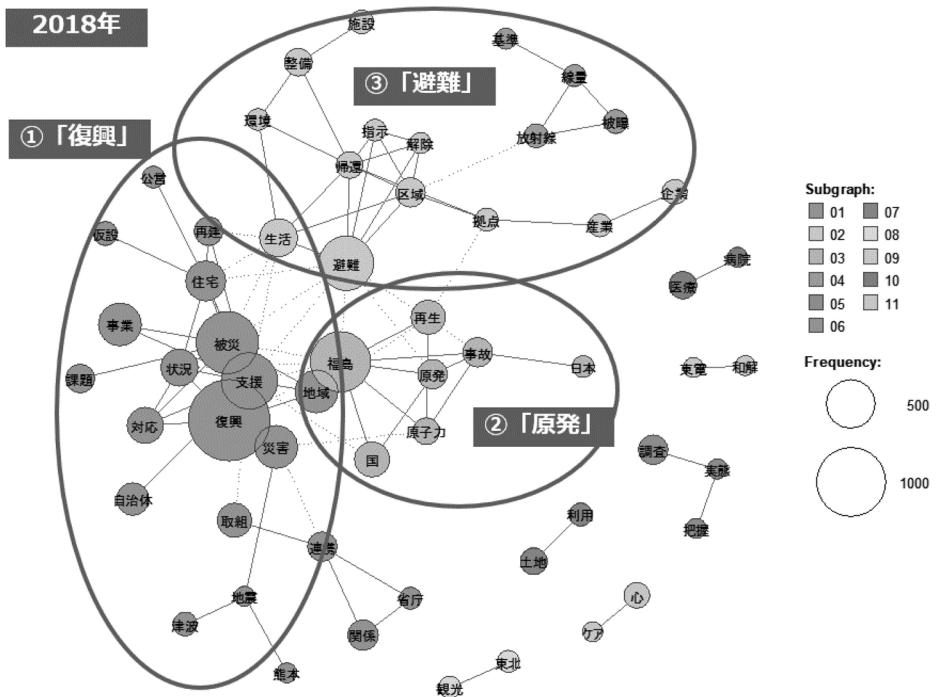
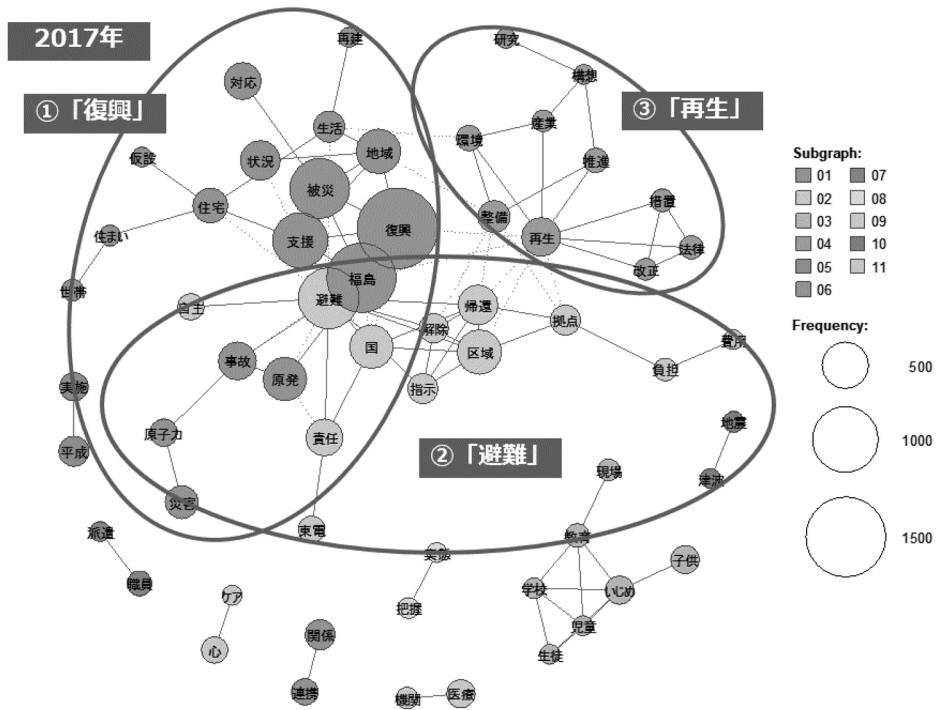
16) なおこうした結果は「福島研究教育機構」という連語が単独でもたらしている可能性があるため、これを連語とみなして別途分析を行うこともしたが、基本的な構図は変わらなかった。

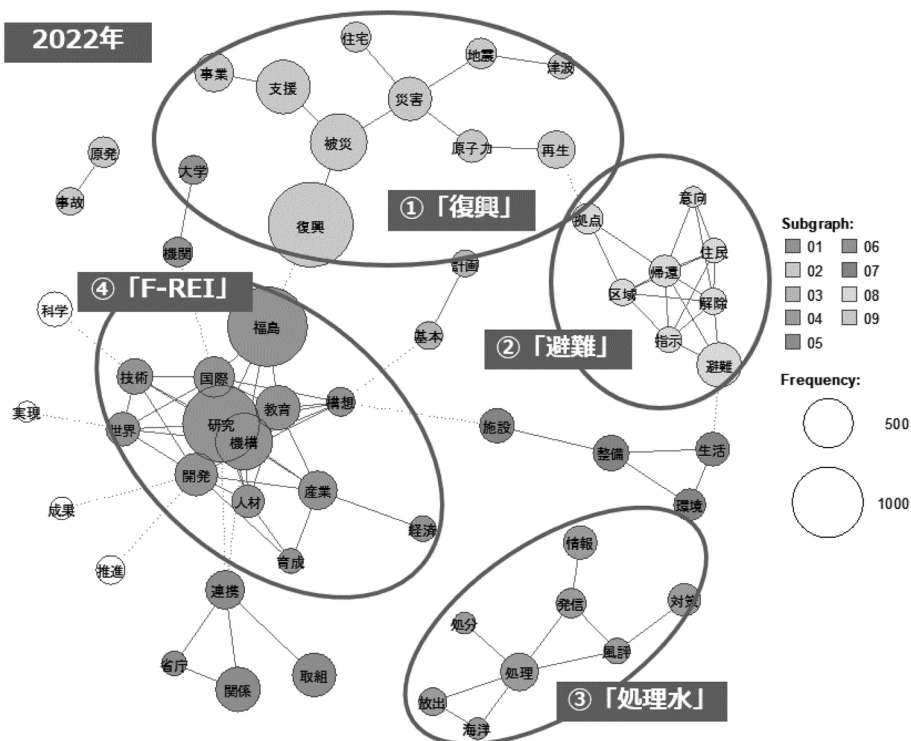
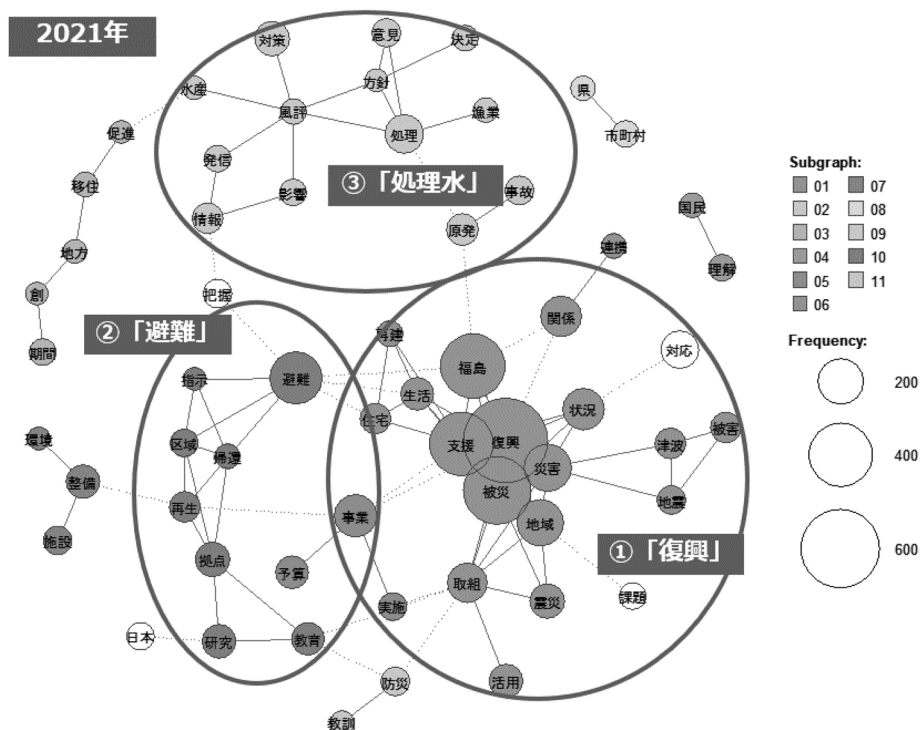
(次頁以降) 図4 各年の共起ネットワーク分析











フではなくなり（ただし一応これは一時的なものである）、「避難」が復活して①「復興」、②「避難」、③「住宅」の構成となる。

そして2017年、この年は1-1で見たように避難指示解除準備区域と居住制限区域で避難指示が解除された重要な年だが、ここでも引き続き「原発」は独自のサブグラフを形成せず、①「復興」と②「避難」が2大サブグラフとなる。そしてここで注目せざるをえないのはやはり③「再生」サブグラフで、これは2017年5月に福島特措法が改定され、冒頭で触れた特定復興再生拠点制度の創設、そして後に触れるF-REIと関連する福島イノベーションコースト構想の法定化などが行われたことを反映したものだと考えられる（川崎2022: 2章）。

その後2018年になるといったん①「復興」と②「原発」が対峙し、そこに③「避難」が加わる構図に戻るが、2019年には再び「原発」が①「復興」に吸収される形でサブグラフとしては消え、そこに②「避難」と③「住宅」が加わる形になる。2020年には①「復興」と②「避難」が2大サブグラフとなり（「住宅」や「原発」は「復興」サブグラフの一部）、2021年もその状況は基本的に変わらないが、①「復興」と②「避難」に加えて③「処理水」サブグラフが登場しているのが目を引く（これはもちろん2023年8月に放出が開始された（政府の用語でいう）「処理水」の議論が始まったことに対応）。

そして、2022年である。この年は先に見た対応分析でもかなり特徴ある位置にあったが、ここでは2021年の①「復興」、②「避難」、③「処理水」に、④「F-REI」が新たに加わる形となっている。先にも少し触れた「F-REI」は福島国際研究教育機構の略称であり、「福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとする」とともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」¹⁸⁾である。最後に2023年だが、ここでも①「復興」、②「避難」、③「処理水」の3つのサブグラフが配置される構図で、「F-REI」が消えたこと以外は2022年と変わらない（つまり2021年に戻った形）。

4 分析結果の検討とその社会的含意

4-1 分析結果の検討

2-2で示したように、東日本大震災・福島原発事故にかかわる「復興」言説の分析にあたっては重要になるのは、(1)「創造的復興」と広義の「人間の復興」の対比、(2)広義の「人間の復興」と権利主体としての人間をとらえる狭義の「人間の復興」の対比、の2点である。ここでは前節の結果をふまえて、あらためてこれらの点について考えたい。

まず(1)「創造的復興」と広義の「人間の復興」の対比であるが、これが明瞭に表れている

18) 福島国際研究教育機構ウェブサイト (<https://www.f-rei.go.jp/institution/>)

のは、2017年および2022年のグラフである。このうち2017年においては、他の年にはないサブグラフとして「再生」サブグラフが確認されたが、これはすでに触れたように2017年5月の福島特措法改定が反映されたものであり、そこで示された福島イノベーションコースト構想の拠点として中核拠点としてつくられたのが「F-REI」である。そして2022年にはその「F-REI」がサブグラフとして登場するわけだが、先に引いた「F-REI」ウェブサイトの記述からも明らかなように、そこには2-1で検討した「創造的復興」の思想がきわめてわかりやすく反映されている。端的に言えば、2017年以降の福島イノベーションコースト構想からF-REIの設立に至る流れは、2011年に示された「創造的復興」の具現化にほかならない。

しかし逆に言えば、「創造的復興」が露骨に反映された復興政策はこの2点のみであり、2012・13年および16年以降の「避難」サブグラフ、あるいは2014～16年の「住宅」「住民」サブグラフのように、少なくとも一見したところでは（広義の）「人間の復興」にかかわると思われるもののほうが多く確認できる。そこで重要になるのが（2）広義の「人間の復興」と権利主体としての人間をとらえる狭義の「人間の復興」の対比という枠組みであり、そこで重要になるのはたんにその要素が「人間」にかかわっているかどうかではなく、それが原発事故などによる被害からの救済に対する権利と結びついているかどうかである。

こうした観点からすると、やはり見過ごせないのは「原発」のサブグラフが2019年までに（主要なものとしては）消失することだろう。原発事故についての議論がなければ、いくら避難や住宅についての議論があったとしてもそれは原発事故とは「別」の話でしかなく、そこに被害救済の権利のような論点は入りようがない。しかも実際には「原発」サブグラフ自体があったとしても、すでに2014年には「原発」サブグラフの中に「被害」「損害」「賠償」「責任」といった語が確認できなくなっており、その点をふまえると、権利主体としての人間という意味での「人間の復興」が国会でまともに議論されていたのは、2012年から13年の2年間のみだったということになる¹⁹⁾。

このように、「創造的復興」と広義の「人間の復興」の対比においては、露骨な「創造的復興」が示されるのはむしろ2017年と2022年のみであり、一見すると後者の比重のほうが大きいようにも見える。しかし実際には狭義の「人間の復興」、すなわち権利主体としての人間の復興にかかわる議論は、事実上2012年と13年にしか確認できず、言い換えればもう10年もの間、こうした議論は国会での主要な議題から遠く離れている。これらのことは、原発事故の被害当事者や避難当事者、あるいはこの間この問題をずっと見てきた支援者や研究者らにとっては実感としてごく自明なことであろうが、そうした実感を今回のような形でデータとして示すことの意義は、決して小さくないと思われる。

19) なおこの点については、2012年と13年に確認できた「放射線」サブグラフが2014年以降一切確認できなくなるという点とも、大きく関連していると思われる。

4-2 「都合のよい人間の復興」を超えて

1-1 で述べたように、本論文の問題意識は一見ニュートラルないしポジティブな「復興」という概念が、とくに近年の社会的な関心の低下の中で、むしろ「都合の悪い」問題を隠蔽する効果をもってしまっているのではないか、という点にあった。そして具体的なデータの分析から明らかとなったのは、そうした効果を生じさせている要因として「復興」概念がインフラや産業振興重視の「創造的復興」に引っ張られているという問題はもちろん大きいものの、実際には一見「人間の復興」に見えるような政策においてもそこで想定されているのは「都合のよい」人間でしかなく、したがってたんに「復興」概念を「人間の復興」に引きつけるだけでは、「復興」概念の副作用をなくすことはできないという事実である。その意味でこの間生じている問題は、「創造的復興」と「都合のよい人間の復興」が「復興」概念の中心を占め、「権利主体としての人間の復興」が周辺化されている状態として位置づけることができるだろう。

こうした中で、意図的に「権利主体としての人間の復興」を否定する形で「復興」概念を用いる場合はもちろん、とくに何も考えずに「復興」概念を用いることまでもが、被害当事者に対して抑圧的に働くという事態が生じることになる。少なくとも 2014 年以降について言えば、そこで「復興」という言葉が使われるときに一般的に想定されるのは「創造的復興」か「都合のよい人間の復興」、あるいはその混在でしかなく、本来であれば「権利主体としての人間の復興」も含むはずの（あるいはそれが中心であるはずの）「復興」概念が、逆にそうしたものを否定する形で機能してしまう。実際、川崎興太のいう「復興＝避難指示の解除＝避難者の消滅」という図式が前提となった社会では、避難区域外から自主的に非難したり、避難指示が解除されても「避難者」であり続けたりする人間はよくて「想定外」、悪ければ「復興を妨げる邪魔者」と見なされるのであり、そこでは「権利主体としての人間の復興」は、「復興」とは無関係の、あるいは「復興」を阻害するものとして位置づけられることになる。

しかしその上で言い添えれば、ここでの結論は「だからもう「復興」という概念は使うべきではない」ということではない。実際、ここで示してきたようなこの概念の副作用の構造をふまえた上で、「復興」概念を「正しく」位置づけ直すことは決して不可能なことではない。3-1 で見たように、「復興」という概念は対応分析では限りなくゼロ地点に近い位置に位置づけられる語であり、これが意味するのはこの「復興」という語がとくに特徴をもたず、言い換えれば文脈によっては他のどんな語とも結びつきうるものだという事だ。そして実際、各年のデータを見ても「復興」のサブグラフが示すのは常に抽象的な内容ばかりだった。こうした点で「復興」という概念はいわば「空虚」な概念なのであり、これはこの 13 年間の経緯を見る限り決してプラスに評価できるものではないが、しかしその一方で、今後についてどう考えるかはまた別の話である。「復興」概念がもつ「空虚」さは、言い換えればそれが社会的な可塑性をもつということでもあり、それが本来の「権利主体としての人間の復興」に立ち戻る可能性、そしてその必要性は、2024 年現在、当然まだそこにあり続ける。

文献

- 川崎興太, 2022, 『福島復興の到達点——原子力災害からの復興に関する10年後の記録』東信堂.
- Klein, Naomi, 2007, *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*, Penguin. (幾島幸子・村上由見子訳, 2011, 『ショック・ドクトリン——惨事便乗型資本主義の正体を暴く』上下, 岩波書店.)
- NHK 放送文化研究所, 2021, 「世論調査にみる震災10年の人々の意識——「東日本大震災から10年復興に関する意識調査」の結果から」(https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/20210701_8.html)
- 宮入興一, 2013, 「復興財政政策と復興財源問題」岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体——「人間の復興」へのみち』自治体研究社.
- , 2016, 「復興予算は復興のために使われているのか?」綱島不二雄ほか編『東日本大震災 復興の検証——どのようにして「惨事便乗型復興」を乗り越えるか』合同出版.
- 岡田知弘, 2013, 「東日本大震災と復興政策をめぐる対抗」岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体——「人間の復興」へのみち』自治体研究社.
- , 2016, 「「人間の復興」と地域内経済循環の創出」綱島不二雄ほか編『東日本大震災 復興の検証——どのようにして「惨事便乗型復興」を乗り越えるか』合同出版.
- 清水晶紀, 2019, 「原子力災害からの生活再建と新たな災害復興法制度の展望」丹波史紀・清水晶紀編『ふくしま原子力災害からの複線型復興——一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けて』ミネルヴァ書房.
- 丹波史紀, 2019, 「ふくしま原子力災害からの複線型復興へ」丹波史紀・清水晶紀編『ふくしま原子力災害からの複線型復興——一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けて』ミネルヴァ書房.
- 山下祐介, 2017, 『「復興」が奪う地域の未来——東日本大震災・原発事故の検証と提言』岩波書店.
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦, 2013, 『人間なき復興——原発避難と国民の「不理解」をめぐる』明石書店.
- 除本理史, 2015, 「不均等な復興とは何か」除本理史・渡辺淑彦編『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか——福島事故から「人間の復興」、地域再生へ』ミネルヴァ書房.
- , 2019, 「賠償の問題点と被害者集団訴訟」丹波史紀・清水晶紀編『ふくしま原子力災害からの複線型復興——一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けて』ミネルヴァ書房.
- , 2020, 「福島原子力発電所事故における被害者集団訴訟の動向」『経営研究』71(3).